

第 2 期特定健康診査等実施計画書

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、当健康保険組合は高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成 20 年度から 24 年度の第 1 期の特定健康診査等実施計画を定め、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施した。

引き続き当健康保険組合は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、平成 25 年度から 29 年度の第 2 期特定健康診査等実施計画を策定する。

2. メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目する意義

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、金融業等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。平成 23 年度の事業所数は 41 で、東北 6 県に所在し、本支店や出張所は 6 県各地に点在している。

加入事業所は、被保険者 200 人未満の事業所が全体の 6 割を占めており、1 事業所あたりの平均被保険者数は約 164 人である。被保険者の平均年齢は 42 歳で、男性が全体の 6 割強を占めている。

当健保組合では、人間ドック、特定健診の利用に対し検診料を助成しており、平成 23 年度の利用人数は被保険者が人間ドック 3,683 人、特定健診 377 人、被扶養者が人間ドック 306 人、特定健診 366 人となっている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 被保険者の特定健康診査等について

被保険者の特定健診は、事業主が行う健康診断及び健保組合が助成する人間ドックの健診データを健保組合が受領することにより特定健康診査に代替することができることから

事業主に対し健康診断の健診データの中から特定健診部分(質問票含む)の健診データの提供を依頼する。また、健保組合は健診結果により、保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施する。

3 被扶養者の特定健康診査等について

被扶養者の特定健診は、被扶養者が主に東北6県に居住していることから、利便よく地元での受診機会を確保するため、全国的健診機関団体や地元医師会との集合契約を締結する。

健保組合は健診結果により、保健指導対象者を抽出し、保健指導を実施する。

達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
被保険者	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0	
被扶養者	26.1	34.9	43.7	52.4	61.2	
被保険者 + 被扶養者	69.0	73.0	77.0	81.0	85.0	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	5,153	5,049	4,947	4,846	4,749	
特定保健指導対象者数 (推計)	1,031	1,010	989	969	950	
実施率(%)	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0	30.0%
実施者数	144	182	218	252	285	

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%とする。

特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

特定健康診査

被保険者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健保組合が実施する数 (任継被保険者) (対象者数)	245	240	235	230	226
事業主からの データ受領数	3,384	3,316	3,249	3,183	3,119
目標実施率(%)	87.0	89.0	91.0	93.0	95.0
目標実施者数	3,157	3,165	3,170	3,175	3,177

被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健保組合が実施する数 (対象者数)	1,504	1,473	1,443	1,413	1,384
パート先等からの データ受領数	20	20	20	20	20
目標実施率(%)	26.1	34.9	43.6	52.4	61.2
目標実施者数	398	521	638	751	859

被保険者 + 被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健保組合が実施する数 (対象者数)	1,749	1,713	1,678	1,643	1,610
事業主等からの データ受領数	3,404	3,336	3,269	3,203	3,139
目標実施率(%)	69.0	73.0	77.0	81.0	85.0
目標実施者数	3,555	3,685	3,809	3,926	4,036

特定保健指導の対象者数

被保険者 + 被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	5,153	5,049	4,947	4,846	4,749
動機付け支援対象者	381	374	366	359	351
実施率(%)	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	38	56	73	90	105
積極的支援対象者	649	636	623	611	598
実施率(%)	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	65	95	125	153	179
保健指導対象者計	1,031	1,010	989	969	950
実施率(%)	10.0	15.0	20.0	25.0	30.0
実施者数	103	151	198	242	285

特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、被保険者については事業主が行う健康診断及び健保組合が助成する人間ドックの健診データを健保組合が受領することにより特定健康診査に代替することができることから、労働安全衛生法第13条の規定による産業医のいる医療機関等とする。被扶養者については、原則として集合契約を締結している医療機関とする。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 受診方法

健保組合は受診券を事前に対象となる被扶養者全員（任継被保険者含む）に交付する。受診希望者は受診券を健診機関等に被保険者証とともに提出し特定健診を受診する。

特定保健指導は特定健診の結果から動機付け支援、積極的支援に該当した者から、効果が期待できる対象者を抽出し実施する。

(5) 費用負担

健保組合からの助成額は被保険者については5,250円とし、5,250円に満たない場合は、その実費を助成額とする。また、被扶養者（任継被保険者含む）については、集合契約を締結している医療機関で受診した場合は全額を助成し、他の医療機関の場合は5,250円を限度とする。保健指導の費用は全額健保組合が負担する。

(6) 周知・案内方法

周知は、健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診結果データの保管年数

健診結果データの保管年数は5年とする。

個人情報の保護

当健保組合は、東北しんきん健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された特定健診・特定保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載する。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。